

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月2日
【会社名】	築地魚市場株式会社
【英訳名】	TSUKIJI UOICHIBA COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山崎 康司
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲六丁目6番2号
【電話番号】	東京(03)6633局3500番
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 大竹 利夫
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲六丁目6番2号
【電話番号】	東京(03)6633局3500番
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 大竹 利夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の連結子会社が有する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じ、これにより当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号、第18号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 取立不能又は取立遅延債権のおそれ

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 築地市川水産株式会社
住所 東京都江東区豊洲六丁目5番1号
代表者の氏名 代表取締役 桶田晴生

(2) 当該債務者等の名称、住所、代表者の氏名及び資本金

当該債務者については、法的整理や手形の不渡り等の事実は発生していないため、当該取引先の事業継続への影響等を考慮し、名称等概要の公表は差し控えさせていただきます。

(3) 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社連結子会社は、当該債務者に対し水産物の販売を行っており相当額の債権を有しておりますが、当該債務者の財政状態が悪化していることが近時判明したため、2026年3月期連結決算において、当該債権の回収の金額及び時期に不確実性が存在し取立不能又は取立遅延のおそれがあると判断いたしました。

(4) 当該債務者等に対する債権の種類及び金額

売掛金 449百万円

(5) 当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響

上記債権額に対し、現在、回収見込み額が確定しておらず、影響額を算定中であります。2026年3月期連結決算において貸倒引当金繰入額を計上する予定であります。

2. 連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

(1) 当該事象の発生年月日

未定

(2) 当該事象の内容

当社グループは、「1. 取立不能又は取立遅延債権のおそれ」に記載のとおり、当該取引先の売掛金に対し、貸倒引当金繰入額を計上する予定であります。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

現在、回収見込み額が確定しておらず、影響額を算定中であります。2026年3月期連結決算において貸倒引当金繰入額を計上する予定であります。

3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

(1) 当該事象の発生年月日

未定

(2) 当該事象の内容

当社は連結子会社である築地市川水産株式会社に対して運転資金の貸し付けをしており、当該連結子会社が「1. 取立不能又は取立遅延債権のおそれ」に記載しております貸倒引当金繰入額を計上することにより、債務超過となる見込みであります。そのため、当社が保有する当該連結子会社の貸付金の返済について不確実性が存在しており、債務超過分につきまして、当社が関係会社貸倒引当金繰入額を計上する予定であります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

前述のとおり、影響額が確定していないため、当該連結子会社の債務超過額が確定しておりません。影響額を算定中ではありますが、2026年3月期決算において関係会社貸倒引当金繰入額を計上する予定であります。